地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 第5期中期目標 (素案) 前 文

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館(以下「法人」という。)は、平成22年4月1日に設立され、平成25年5月1日に、佐賀市嘉瀬地区への移転を機に、病院名を「佐賀県医療センター好生館(以下「好生館」という。)」に変更し、現在に至っている。

設立団体たる県は、令和4年度から令和7年度までの第4期中期目標期間中において、本県の中核的医療機関として、3次救急医療の提供、高度・専門医療や政策医療の提供、基幹災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能充実、佐賀県医療センター好生館看護学院(以下「看護学院」という。)において、質の高い看護教育を行い県内看護職員の確保に寄与することなどを求めていた。

これを受け、法人においては、救命救急センター、外傷センター、がんセンター、脳卒中センター及びハートセンター等の運用による高度・専門医療の提供や、入退院支援センターの開設及び地域医療連携センター、相談支援センターの連携による地域の医療機関との連携強化に取り組んだほか、看護学院では、好生館をはじめとする県内医療機関への高い就職率を維持するなど、着実な成果を上げている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に変更された後も、引き続き感染症病床の確保や、中等症・重症者をはじめとする患者の受入れなど、県の感染症対策において積極的に貢献した。

また、財務面では、平成 29 年度から 2 年連続で経常収支が赤字になるなど、厳しい状況であったが、法人の職員が一丸となって経営改善に取り組んだ結果、令和元年度以降は黒字化を達成している。

第5期中期目標期間においても、人口減少と高齢化に伴う医療需要の変化、医療技術の 高度化・専門化、県民の健康や医療、災害医療に対する意識の高まりなどに、法人が的確 に対応し、県民の期待に応えられる安全・安心かつ良質な医療を提供していくことが求め られる。 さらに、看護学院において、臨床現場の知見を活用した質の高い看護教育を行い、県民の健康と生活を支え、社会貢献できる看護職を養成することも、法人の使命として求められている。

こうしたことを踏まえ、引き続き、自立性・機動性・透明性の高い法人経営に努め、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により中期目標を着実に達成するとともに、中部医療圏の佐賀大学医学部附属病院、NHO佐賀病院等とも密接に連携することで、以下の公的使命を果たし、県民の健康の維持と県内医療水準の向上、地域医療の支援に貢献することにより、患者、家族、医療関係者誰からも信頼される法人を目指していくことを求めるものである。

- 3次救急医療や、県民からのニーズの高いがん、脳卒中、循環器系疾患に対する医療をはじめとする高度・専門医療や政策医療等、一般の医療機関では担いきれない医療を提供していくこと。
- 基幹災害拠点病院、臨床研修病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、原 子力災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、第一種及び第二種感染症指定医療 機関など県の中核病院として機能充実を図ること。
- 看護学院において、質の高い看護教育を行い、県内の医療機関等に従事する看護職員の養成を図ること。

好生館は、鍋島閑叟公の治世より、160 有余年にわたり、人の痛みに寄り添った医療を 提供している。

この間、運営形態は、明治5年に県立好生館病院となったことを皮切りに、郡立などを経て、明治29年に県立病院好生館、そして平成22年からは、地方独立行政法人による運営と変遷を重ねているが、いずれの時代においても、「学問なくして名医になるは覚束なきことなり」「好生の徳は民心にあまねし」という設立の理念は、脈々と受け継がれている。

今後も、この設立の理念に沿った法人運営がなされることを強く望むものである。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

法人は、佐賀県トップクラスの高度急性期・急性期病院である好生館の立ち位置 を明確にし、着実に運営すること。なお、佐賀県は設立団体として、法人に対し必要な支援を行う。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

①高度・専門医療の提供

- ・傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること。
- ・佐賀県ドクターへリ事業について、基地病院である佐賀大学医学部附属病院 と連携・協力体制を構築し、連携病院として、その機能を発揮すること。
- ・循環器系疾患に対する医療、がん・脳卒中に対する医療、小児・周産期医療、 感染症医療など、本県の中核的医療機関として診療密度の高い高度・専門医 療を提供すること。
- ・好生館として担うべき診療機能を果たすため、必要な高度医療機器の計画的 な更新・整備に努めること。
- ・多様な医療ニーズに応えるため、「先進的な医療」に対応すること。
- ・増改築工事完成後は、将来の医療需要に対応できる各種機能(「救急医療機能」、「災害時医療機能」及び「地域医療連携・入退院支援機能」)の充実を図ること。

②信頼される医療の提供

・患者や家族からの信頼を得、適切な医療を提供するため、科学的根拠に基づ

く医療(EBM)を推進すること。

- ・患者中心の医療を提供するため、インフォームドコンセントの徹底に努める こと。
- ・退院支援など患者に不安を感じさせない相談体制の充実を図ること。
- ・誰もが、セカンドオピニオンを受けることができるよう、体制の整備を図ること。
- ・患者の求めに応じたカルテ (診療録)・レセプト (診療報酬明細書)等医療情報の適切な開示に努めること。

③安全・安心な医療の提供

・患者が安心して医療を受けることができるよう、医療安全対策及び院内にお ける感染症制御について、不断の検証を行い、充実すること。

④災害や新興感染症等発生時における医療の提供

- ・基幹災害拠点病院として大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。 また、患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する 医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行うこと。
- 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等による救護活動に取り組むこと。
- ・原子力災害拠点病院としての役割を果たすため、原子力災害医療に携わる人 材の育成及び機能整備の強化に取り組み、原子力災害に適切に備えるととも に、災害発生時においては、汚染や被ばくの可能性のある傷病者を受け入れ、 必要な医療を提供すること。
- ・指定感染症や新興感染症等の感染拡大により、公衆衛生上の重大な危機が発生 生又は発生しようとしている場合には、佐賀県と連携し、対応すること。
- ・第一種及び第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症発生及び感染拡大時に備えた機能の充実及び患者の受け入れ、必要な医療の提供を行う こと。

⑤外国人患者及び障害者等の多様な患者に対応できる医療の提供

・外国人や障害のある方など、誰もが安心・安全な医療を受けられるよう、多様な患者に対応できる体制をより充実すること。

(2) 医療スタッフの確保・育成

①優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・医療人材の確保は医療機関の当然の責務として、引き続き医療機能の維持・ 向上のため、複数の大学等関係機関との連携により、優秀なスタッフを適正 数確保できるよう努めること。
- ・専門医資格、専門看護師資格、認定看護師資格、専門薬剤師資格、認定薬剤 師資格など、資格取得に向けた支援を充実し、スタッフの専門性の向上を図 ること。

②医療スタッフの育成

- ・中核的医療機関として、 地域における救命救急医療の安定的な提供等に資するため、救急・感染症・災害医療等の対応力強化を目的とした医療スタッフの育成に取り組むこと。
- ・県内の医療人材育成の中心的役割を担う病院の1つとして、臨床研修医を積極的に受入れるとともに、専門研修プログラムに基づく研修や看護師の特定 行為研修にさらに取り組むなど、医療人材育成機能を強化すること。
- ・教育研修体制の充実を図り、卒業前の学生の研修受入れ、養成に取り組むこと。

(3) 地域の医療機関等との連携強化

・紹介・逆紹介、地域連携クリティカルパス活用、がん治療における九州国際 重粒子線がん治療センター(サガハイマット)との連携、在宅医療への協力 など、地域の医療機関や拠点病院等との連携・役割分担に努め、佐賀県地域 医療構想における高度急性期・急性期病院としての役割を明確にすること。

- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、高度急性期・急性期病院として、地域 の医療機関や介護施設などの福祉施設との連携、研修等の実施に努め、地域 社会との一層の連携・共生を進めること。
- ・佐賀県診療情報地域連携システムの普及・利用増を、他の医療機関に率先して進め、県内の医療機関の連携強化を図ること。

(4) 医療に関する調査・研究及び情報発信

- ・臨床現場に活用できる研究に取り組むことで、県内の医療水準の向上を図ること。
- ・講演会の開催等を通じて、県民に対して、医療・健康情報を発信し、県民の 健康づくりに寄与すること。

2 看護学院が担うべき看護教育及び質の向上

- ・看護学院において、臨床現場の知見を活かした質の高い看護教育を行い、看 護の専門的知識と技術を身につけて県内の医療機関等に従事する看護職員の 養成を図ること。
- ・卒業生の県内就職率及び国家試験合格率の向上を図るため、適切な目標値を 設定し、その達成に努めること。

3 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・患者や家族が入院生活を快適に過ごすことができるよう、院内における患者 の意向把握や利便性向上に努め、快適な療養環境の提供を図ること。
- ・デジタル技術の活用等により、待ち時間の短縮や患者導線の効率化などを図ることで、提供する医療サービスの質を高め、患者満足度の向上に努めること。

(2)職員の接遇向上

・患者や家族、県民からの信頼と親しみを得られるよう、職員の意識を高め、 接遇の向上に努めること。

(3) ボランティアとの協働

・ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働による患者サービスの向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 業務の改善・効率化
 - (1) 適切かつ効率的な業務運営
 - ・地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病 院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努 めること。
 - ・コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の 保護等に努めること。
 - ・内部統制の取組を着実に実施し、法人の業務運営の改善や関係規程の改正を 必要に応じて行うこと。
 - ・職員の働き方改革等を実現するため、デジタル技術の活用を推進し、業務負担 の軽減や業務プロセスの効率化に努めること。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図ること。
- ・法人プロパーの事務職員の採用・育成等、今後法人経営の鍵をにぎる病院事

務としての専門性の向上を図ること。

(3)職員の勤務環境の向上

- ・労働時間管理の徹底、各職種の負担軽減、仕事と家庭の両立支援などのワーク・ライフ・バランスの推進、ハラスメント防止対策、人事評価制度の活用など、働き方の改善や働きやすさ・働きがいの向上を通じ、雇用の質の向上に取り組むこと。
- ・医療法等に基づく医師の時間外労働上限規制や追加的健康確保措置など、医師の働き方改革の推進について、関係法令の趣旨を踏まえ、適切に対応する こと。

2 経営基盤の安定化

(1) 収益の確保

- ・診療報酬の請求もれ、減点の防止や未収金の発生防止等、収益の確保に努めること。
- ・病床利用率や平均在院日数等の目標値を設定し、その達成に努めること。

(2)費用の節減

・費用節減のための具体策を検討し、薬剤費、材料費、人件費等の医業収益に 占める目標値を設定し、その達成に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

・県は、法人に対して、運営費負担金を適正に負担するが、法人は経営基盤を 強化し、安定した経営を続けるため、「第3業務運営の改善及び効率化に関 する事項」を踏まえ、経常収支比率100%以上となるよう取り組むこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 県との連携

- ・県が進める保健医療行政に積極的に協力し、公的使命を果たすこと。
- ・市町における身近な医療の提供が困難になりつつある地域の診療体制を広域 的に支援する県の取組に協力すること。

2 地方債償還に対する負担

・好生館の施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担するこ と。

3 病院施設の在り方

・本目標で示した好生館が担うべき役割を達成するため、法人の将来の財務状況も考慮しながら、病院施設の計画的な整備に努めること。